

高石市手話言語の理解及び普及並びにコミュニケーション手段の利用を促進する条例（概要）

前文

- 「手話は言語である」ことへの理解
- 手話など様々なコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備
- 全ての市民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、心豊かに共生できる高石市を目指す

目的（第1条）

- 手話への理解の促進及び手話の普及
- 手話等コミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備
- 共生社会の実現



基本理念（第3条）

- 手話が独自の言語であることを基本とした理解促進と普及
- 手話等コミュニケーション手段が、障害者にとって日常・社会生活を営む上で必要不可欠であることを理解する
- 手話等コミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備
- 全ての人が相互に人格と個性を尊重する

定義（第2条）

- コミュニケーション：人々が相互に情報を伝達し、意思を疎通し、気持ちや心を通わせて理解し合うことをいう。
- 手話等コミュニケーション手段：手話、要約筆記、筆談、音訳、点字、触手話、指文字、平易な表現その他の障害者が情報の取得及びコミュニケーションを行う際に必要な手段として利用されるものをいう。

市の責務（第4条）

- 基本理念を基に施策を実施

市民の役割（第5条）

- 基本理念の理解
- 市の施策への協力

事業者の役割（第6条）

- 基本理念の理解
- 市の施策への協力
- 合理的配慮の提供



施策の推進（第7条）

- 手話への理解の促進及び手話の普及
- 手話等コミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備
- 手話等コミュニケーション手段による情報の提供及び取得
- 手話等コミュニケーション手段による意思疎通の支援